

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 林務部 ☐ その他 名 称		
件名	10 ツキノワグマの個体数調整について		
提案市	須坂市		
提案要旨	ツキノワグマによる人身被害や農作物被害の未然防止を図るため、予察捕獲が行えるよう、県の方針の変更を要望します。		
提案理由	農業振興を図る上で有害鳥獣被害は深刻な問題であり、例年同じ場所に出没するなど被害発生のおそれがある場合に、予察捕獲を行うことで農耕地や住宅地への出没を防ぐことができると考えます。 また、市農業委員会からも、県の方針を変更するよう働きかけを要請されています。		
現況及び課題等	現在、長野県第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）においては、被害発生の予察だけを目的とした捕獲は原則として許可しないこととされています。 当市では鳥獣被害防止のため、全市的に緩衝帯を整備し電気柵を約 54 kmにわたり設置していますが、毎年出没が絶えない地域では農作物被害が発生し、人身被害も危惧されます。一度捕獲され、耳標を装着し放獣された個体が、再度捕獲後、再び放獣された事例もあり、放獣に対する地域住民の理解を得ることが難しい状況にあります。		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		